第８章　入場券

（入場券の発売）

第 294 条　次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第 73 条第１項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児（大人及び小児が、２人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）

２　入場券は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

３　前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。

４　定期入場券は、特に必要と認められる場合に限つて発売する。

５　入場券は、入場する日の当日に発売する。

（入場券の種類及び料金）

第295条　入場券は、普通入場券及び定期入場券の２種類とし、その料金は、１枚について次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　北海道旅客鉄道会社内の各駅

イ　普通入場券の料金（以下「普通入場料金」という。）

大人　　210円

小児　　100円

ただし、新青森駅にあっては、次号イに規定する額とする。

ロ　定期入場券の料金（以下「定期入場料金」という。）

大人　　6,220円

小児　　3,110円

ただし、新青森駅にあっては、次号ロに規定する額とする。

⑵　東日本旅客鉄道会社内の各駅

イ　普通入場料金

大人　　160円

小児　　80円

ただし、新横浜駅、国府津駅、小田原駅、熱海駅、甲府駅、塩尻駅及び辰野駅にあっては、次号イの㈠に規定する額、東京駅及び品川駅にあっては、同イの㈡に規定する額、上越妙高駅及び南小谷駅にあっては、第４号イに規定する額とする。

ロ　定期入場料金

大人　　4,910円

小児　　2,450円

ただし、新横浜駅、国府津駅、小田原駅、熱海駅、甲府駅、塩尻駅及び辰野駅にあっては次号ロの㈠に規定する額、上越妙高駅及び南小谷駅にあっては、第４号ロの㈠に規定する額とする。

⑶　東海旅客鉄道会社内の各駅

イ　普通入場料金

㈠　㈡以外の駅

大人　　150円

小児　　70円

㈡　第140条第１項第２号規定区間内の各駅

大人　　160円

小児　　80円

ロ　定期入場料金

㈠　㈡以外の駅

大人　　4,620円

小児　　2,310円

㈡　第140条第１項第２号規定区間内の各駅

大人　　4,920円

小児　　2,460円

ただし、東京駅及び品川駅にあっては、前号ロに規定する額とする。

⑷　西日本旅客鉄道会社内の各駅

イ　普通入場料金

大人　　150円

小児　　70円

ロ　定期入場料金

㈠　㈡以外の駅

大人　　4,620円

小児　　2,310円

㈡　電車特定区間内の各駅

大人　　4,310円

小児　　2,150円

⑸　四国旅客鉄道会社内の各駅

イ　普通入場料金

大人　　190円

小児　　90円

ただし、児島駅にあっては前号イに規定する額とする。

ロ　定期入場料金

大人　　5,910円

小児　　2,950円

ただし、児島駅にあっては前号ロの㈠に規定する額とする。

⑹　九州旅客鉄道会社内の各駅

イ　普通入場料金

大人　　200円

小児　　100円

ただし、下関駅、小倉駅及び博多駅にあっては、第４号イに規定する額とする。

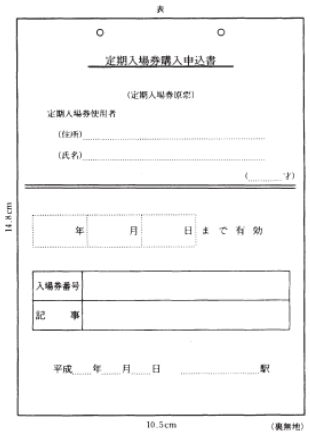
ロ　定期入場料金

大人　　6,640円

小児　　3,320円

ただし、下関駅、小倉駅及び博多駅にあっては、第４号ロの(ｲ)に規定する額とする。

２　定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。


表

定期入場券購入申込書

（定期入場券原票）

定期入場券使用者

（住所）

（氏名）

（　　才）

14.8cm

年　月　日まで有効

入場券番号	
記　事	

平成　年　月　日　　駅

10.5cm　（裏無地）

備考　第 35 条第２項に規定する定期乗車券購入申込書をもつてこの申込書に代用することができる。

（入場券の効力）

第 296 条　普通入場券は、発売駅で発売当日中に１人１回に限つて、定期入場券は、発売日から１箇月間発売駅において記名人に限つて使用することができる。この場合、第 294 条第２項の規定により使用時間を制限して発売した普通入場券にあつては、当該制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内に限つて使用することができる。

２　入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（入場券が無効となる場合）

第 297 条　入場券は、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) 定期入場券をその記名人以外の者が使用したとき。

(4) 大人が小児用の入場券を使用したとき。

(5) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。

(6) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

２　前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

３　定期入場券が、第１項の規定によつて無効として回収された場合は、その記名人に対して以後定期入場券の発売をしないことがある。

（入場券の様式）

第 298 条　入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通入場券にあつてはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券にあつてはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれぞれ記入したものとする。

(1) 普通入場券

イ　一般用（大人小児用）

内容省略

ロ　乗車券類発売機用（大人用・小児用）

内容省略

(2) 定期入場券（大人用・小児用）

内容省略

（入場券の改札及び引渡し）

第 299 条　入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、普通入場券については入鋏を受けるものとする。

２　入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失つた場合もまた同じ。

（無札入場者）

第 300 条　乗車以外の目的によつて、入場券を所持しないで入場した場合又は第 297 条第１項第１号から第４号まで及び第６号の規定により入場券（定期入場券を除く。）を無効として回収した場合は、当該入場者から第 295 条の規定による普通入場料金を収受する。また、第 297 条第１項第５号に該当する場合（同項第１号から第４号まで及び第６号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第 295 条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

２　第 297 条第１項の規定により定期入場券を無効として回収した場合、当該入場者から当該入場券の効力の発生した日から無効の事実を発見した当日まで毎日１回ずつ入場したものとして、前項の規定を準用する。

３　前各項の規定は、第 297 条第２項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

（入場料金の払いもどし）

第 301 条　第６条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、普通入場券を所持する者にあつては、入場料金額の払いもどしを、定期入場券を所持する者にあつては、引き続き５日以上制限し、又は停止したときに限り、１日につき普通入場券に相当する料金額の払いもどし又は相当日数の有効期間の延長を請求することができる。

２　前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。